

道 路 使 用 許 可 申 請 書			
		〇〇年〇〇月〇〇日	
〇 〇 警 察 署 長 殿			
		住所 〇〇市〇〇町〇番〇号	
		申請者 株式会社 〇〇〇〇	
		氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇	
道路使用の目的	〇〇地区下水道管布設工事		
場所又は区間	〇〇市〇〇町〇番〇号から〇〇市〇〇町〇番〇号の間		
期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 9時から〇〇年〇〇月〇〇日 17時まで (作業時間 午前9時から午後5時の間)		
方法又は形態	別添「工事計画書」のとおり、片側車線使用		
添 付 書 類	現場見取図、工事計画書、保安対策図		
現 場 責 任 者	住 所	〇〇市〇〇町〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	電話 〇〇-〇〇〇〇
第 号			
道 路 使 用 許 可 証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
年 月 日			
警 察 署 長			印

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載します。

2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。

3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載します。

4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載します。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

6 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。